

平成 25 年 6 月 11 日

第 2 回南知多町議会定例会会議録

1 議事日程

6月11日（最終日）

- 日程第1 議案第37号 南知多町長等及び職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第38号 南知多町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第3 議案第39号 平成25年度南知多町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第40号 平成25年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 閉会中の継続審査（調査）について

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員（12名）

1番	竹内 壽一	2番	山下 節子
3番	吉原 一治	4番	鈴木 欽夫
5番	鳥居 恵子	6番	松本 保
7番	鈴川 和彦	8番	沢田 清
9番	榎本 芳三	10番	榎戸 陵友
11番	相川 成三	12番	石黒 充明

欠席議員（なし）

4 説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒 和彦	副町長	鳥居 敏正
総務部長	渡辺 三郎	総務課長	大岩 良三
検査財政課長	鈴木 正則	防災安全課長	石黒 廣輝
税務課長	鈴木 喜雅	企画部長	齋藤 恵吾
企画課長	林 昭利	地域振興課長	鈴木 良一
建設経済部長	平山 康雄	建設課長	吉村 仁志

産業振興課長	北川 眞木夫	水道課長	石堂 和重
厚生部長	早川 哲司	住民課長	宮地 廣二
福祉課長	河合 高	環境課長	田中 章介
保健介護課長	石堂 登久則	教育長	大森 宏隆
学校教育課長	内田 静治	社会教育課長	石川 芳直
学校給食センター所長	齋藤 徳光	会計管理者	山下 栄
出納室長	柴田 幸員		

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	竹味 英季	主 査	保母 公次
--------	-------	-----	-------

[開議 9時30分]

○議長（鈴木和彦君）

皆さん、おはようございます。

去る5月31日の本会議におきましては、各委員会に付託されました重要案件につきましては慎重審査をいただき、まことにありがとうございました。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

日程第1 議案第37号 南知多町長等及び職員の給与の臨時特例に関する条例の制定
について

○議長（鈴木和彦君）

日程第1、議案第37号 南知多町長等及び職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

吉原総務建設委員長。

○総務建設委員長（吉原一治君）

ただいま上程されました議案第37号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る6月6日、全委員の出席のもとに委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑されました主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、ボーナスは給料の減額後の額が算定するのか。答弁としまして、ボーナスは給料減額前の額で算定します。

次の質疑としまして、10年前と比べて給料はどれだけ下がっているのか。答弁としまして、給料は年額平均で65万9,000円下がっております。

そのうち、平成22年度から地域手当を廃止しており、その分で50万円あります。なお、給料については、人事院勧告に基づき改定を行っております。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木和彦君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

2番、山下節子君。

○2番（山下節子君）

南知多町長等及び職員の給与の臨時特例に関する条例の反対討論を行います。

ただいま議題になっています議案第37号 南知多町長等及び職員の給与の臨時特例に関する条例に対し、反対の立場から討論いたします。

今度の特例措置は期間限定ではありますが、東北大震災復興に関する予算の確保ということが前提になっています。国家公務員が24年度、25年度、2年間で7.8%の削減をするので地方公務員も協力せよ。協力してもしなくても、地方交付税は削減するという国からの一方的な押しつけです。復興予算というものの、現地の復興事業とはかけ離れたところに多くが流用されています。

例えば、震災等緊急雇用対策事業、被災者などの雇用を支援するために、臨時や短時間の仕事についてもらい、生活を支援することが目的でした。ところが、予算化された2,000億円のうち、約半分が被災地以外で使われていることがはっきりしました。被災地以外の30都道府県で雇われた6万5,000人のうち、被災者は3%しかおらず、被災者以外が97%を占めています。ウミガメの保護観察や御当地アイドルのイベントなど、震災と関係のない仕事ばかりで、大切な雇用でも復興予算のずさんな使われ方が続いています。

また、東日本大震災の瓦れきを受け入れていないのに、被災地以外の10自治体が組合のごみ処理施設整備に復興予算が250億円も使われていることもわかりました。国は自治体を一旦約束したことだから、しなくとも返還を求めないとしています。あるいは、

被災地の中小零細企業者への補助金が行き渡っていない一方で、リストラを繰り返し、内部留保金をため込んでいる被災地と関係のない大企業にまで立地補助金が使われています。また、復興とは全く無関係の国民監視が目的の自衛隊情報保全隊の携帯電話やデジタルカメラの購入費が復興予算に含まれていることなども明らかになっています。実態は、皆さんの期待を裏切ることばかりです。さまざまな理由をつけて国から強引に押しつけられた今回の給与削減は、町三役並びに管理職、一般職員の生活を脅かすものであり、今回の措置に反対するものです。

また、これまでに幾度となく職員の給与削減が繰り返されてきました。昨年4月1日の資料によると、全国自治体のうち過半数の団体、966団体、54%が独自に給料や手当の削減措置を実施し、年額で1,500億円削減しています。南知多町でも、地域手当のカットを初め、相当な給与の引き下げを行ってきていました。

平成14年度、年齢、月例で比較すると、1人当たり、10年前と比較して約65万給料が引き下げられています。長引くデフレ不況の根本的な問題は、サラリーマン初め、働く人々の給料が長い間減らされたままになっていることです。民間も公務員でも正規労働者が減らされ、不正規労働力、特に派遣職員やパートがふえています。そこに日の目が当たらなければ景気も回復しません。職員の給与削減は、南知多町の地域経済の発展のために何のプラスにもなりません。町職員の給与ベースは、地域の民間の方々の給与の基準にもなりますので、民間の方々の生活を支える意味からも、今回の給与削減措置に関しては断固反対します。

給与削減の予算基準にラスパイレス指数を使い、国家公務員の給与削減後、24年、25年度の指数を100に合わせることをするというので、南知多町は3.3%の減額です。一般職員を説得することを理由づけしようとしていますけど、全く整合性や根拠もないものと考えます。

また、今回減額で100に合わせることをしていますが、26年度、国や地方自治体ともに戻した場合、96.4%ぐらいになります。そのときラスパイレス指数を100にすることを町長は検討していただけるのか、大変疑問です。

以上、幾つかの点を申し上げて、反対討論といたします。

○議長（鈴木和彦君）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第37号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第38号 南知多町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

○議長（鈴木和彦君）

日程第2、議案第38号 南知多町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鳥居文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（鳥居恵子君）

ただいま上程されました議案第38号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る6月5日、全委員の出席のもとに委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、対策本部の本部員及び本部長は誰か。答弁としまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法第35条に規定されておりました、対策本部の本部長は町長をもって充てることとなっております。また本部員は、本町では副町長、教育長を初めとした幹部職員などを予定しております。

次の質疑としまして、対策本部はどのようなときに設置するのか。答弁としまして、国において新型インフルエンザ等緊急事態宣言が出されたときに直ちに設置いたします。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案どおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木和彦君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第38号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第39号 平成25年度南知多町一般会計補正予算(第1号)

○議長(鈴木和彦君)

日程第3、議案第39号 平成25年度南知多町一般会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

鳥居文教厚生委員長。

○文教厚生委員長(鳥居恵子君)

ただいま上程されました議案第39号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、海岸漂着物の回収方法はどのようにするのか。答弁としまして、10月から3月にかけてごみの漂着状況により、定期的に回収処理を行います。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(鈴木和彦君)

次に、吉原総務建設委員長。

○総務建設委員長(吉原一治君)

ただいま上程されました議案第39号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑されました主なものの概要を申し上げます。

建設課関係について、質疑としまして、この事業は、津波から避難するための道路整

備ということか。答弁としまして、そのとおりであります。補助金の採択基準では、地震時の津波等から迅速に避難するための避難道路を整備する事業となっております。

次の質疑としまして、来年度以降の実施予定はあるか。答弁としまして、この事業の実施期間が平成25年度から平成27年度までの事業であるということもあり、今後、候補地の絞り込みが必要であると考えていますので、地元と協議しながら実施していきたいと考えております。

産業振興課関係についてです。質疑としまして、南知多グッズとは、具体的にはどのようなものか。答弁としまして、地元の素材を使った携帯ストラップ、キーホルダー、地元の特産品を使ったお菓子などの南知多町をイメージできる商品を考えております。

企画課関係について、質疑としまして、コミュニティー活動用備品の購入と管理はどのように行うのか。答弁としまして、町で管理し、地区のコミュニティー活動に御活用いただきます。役場の施設内に保管する予定ですが、貸し出しの利便性を考慮し、一部は両島に保管することを考えています。

地域振興課関係について、質疑としまして、18節備品購入費のうち、バスに搭載するディスプレイの購入費が一般のテレビより高いと思われるが、その内容はどうか。答弁としまして、1台当たり約50万円となりますが、位置情報を受け、周辺情報を表示するなど特殊な装置が組み込まれているため、一般のものより高くなっております。なお、ディスプレイのみの単価は、1台当たり約12万円となっております。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木和彦君）

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第39号の件を採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は可決であります。

本件は、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第40号 平成25年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（鈴木和彦君）

日程第4、議案第40号 平成25年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

吉原総務建設委員長。

○総務建設委員長（吉原一治君）

ただいま上程されました議案第40号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、工事については、県が施工するのか。答弁としまして、町が県から補助金を受けて施工します。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木和彦君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第40号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5 閉会中の継続審査（調査）について

○議長（鈴木和彦君）

日程第5、閉会中の継続審査（調査）についての件を議題といたします。

議会運営委員長から所管事項について、閉会中の継続審査（調査）の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

○議長（鈴木和彦君）

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成25年第2回南知多町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

〔 閉会 9時46分 〕

上記会議の経過は、議会事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員